

輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)の一部改正

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						現 行					
別表2 (第8関係) 2次検査の方法						別表2 (第8関係) 2次検査の方法					
種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法	種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>(23)にんじん</u> <u>(輸出国において、</u> <u>遺伝子診断法検査</u> <u>若しくは50℃20分</u> <u>の温湯浸漬若しく</u> <u>は50℃72時間の乾</u> <u>熱処理が行われ、当</u> <u>該病菌が付着して</u> <u>いない旨の記載が</u> <u>検査証明書にある</u> <u>場合又は輸入者若</u> <u>しくは管理者から</u>	<u>遺伝子</u> <u>診断法</u> <u>検査</u>	<u>10,000</u> <u>粒</u>	<u>Candid</u> <u>atus</u> <u>Liberi</u> <u>bacter</u> <u>solana</u> <u>cearum</u>	<u>遺 伝</u> <u>子 診</u> <u>断 法</u> <u>検 査</u> <u>を 実</u> <u>施 す</u> <u>る こ</u> <u>と。</u>

	(23) おおうしのけぐさ、おにうしのけぐさ、なぎなたがや、どくむぎ属	(略)	(略)	(略)	(略)
	(24) 上記(2)から(23)以外の種子	(略)	(略)	(略)	(略)
	(25) からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属及びまめ科の牧草種子	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (1) ~ (3) (略)

別表3 (第12関係)

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

	<u>要望があり、第8の2の1次検査の後、輸入者、管理者若しくは植物防疫官により50℃20分の温湯浸漬若しくは50℃72時間の乾熱処理が行われる場合を除く。)</u>				
	(24) おおうしのけぐさ、おにうしのけぐさ、なぎなたがや、どくむぎ属	(略)	(略)	(略)	(略)
	(25) 上記(2)から(24)以外の種子	(略)	(略)	(略)	(略)
	(26) からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属及びまめ科の牧草種子	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (1) ~ (3) (略)

別表3 (第12関係)

5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	温度	時間	摘要	検疫有害動植物の種類	温度	時間	摘要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	(略)	(略)	(略)	球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>にんじん種子に付着する <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i></u>	50℃	20分	(1) <u>温湯の温度を厳密に保つこと。</u> (2) <u>処理後乾燥すること。</u> (3) <u>消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達。以下「取締り要領」という。）に準じて取り扱う。</u>
(削る)				<p>(注) <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> において、輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。</p> <p>6 乾熱処理による消毒方法の基準</p>			
(削る)				検疫有害植物の種類	温度	時間	摘要

<u>にんじん種子に付着する <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i></u>	<u>50℃</u>	<u>72 時間</u>	<u>(1) 温度を厳密に保つこと。 (2) 消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、取締り要領に準じて取り扱う。</u>
--	------------	--------------	--

(注) *Candidatus Liberibacter solanacearum* において、輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。

6 薬剤浸漬による消毒方法の基準
(略)

7 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘要
種子の外部に付着する検疫有害植物	(略)	(略)	農薬取締法(昭和23年法律第82号)により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、 <u>麦角菌核混入穀類等取締り要領</u> (昭和46年2月

7 薬剤浸漬による消毒方法の基準
(略)

8 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘要
種子の外部に付着する検疫有害植物	(略)	(略)	農薬取締法(昭和23年法律第82号)により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、 <u>取締り要領</u> に準じて取り扱う。

			<u>6日付け45農政第2628号 農政局長通達</u> に準じて取 り扱う。				
(注)	(略)			(注)	(略)		